

「新西部工場(仮称)整備事業」入札説明書等 修正箇所対照表

令和7年5月29日

令和7年4月21日付で公表した入札説明書等を以下のとおり修正しました。

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
1	入札説明書		◆用語の定義 構成員	入札参加者を構成する法人で、業務の一部を <u>事業者から直接受託・請負し、特定建設工事共同企業体に出資を行う法人をいう。</u>	入札参加者を構成する法人で、業務の一部を <u>実施し、共同企業体に出資する法人、またはコンソーシアムを共同連帯する法人をいう。</u>
2	入札説明書	17	第4 1 入札手続き	/	<p><b>(16) 敷地内撮影の許可申請</b></p> <p>① <u>受付期間</u> 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出日から令和7年9月17日(水)午後4時まで</p> <p>② <u>提出方法</u> 様式1-6に記入の上、電子メールでのファイル添付にて提出すること。なお、電子メールの件名は、【敷地撮影許可申請】とし、送付すること。</p> <p>③ <u>提出先</u> 第7-4の問い合わせ先に示すメールアドレスに提出すること。なお、電子メール送信後、土曜、日曜、祝日を除く24時間以内に当該電子メール到着に関する返信がない場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。</p>

No	資料名	頁	項目名	修正前			修正後																																																							
3	入札説明書		別紙 閲覧等資料リスト	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資料名</th> <th>閲覧等場所</th> <th>取扱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西部工場図面</td> <td>福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号</td> <td>閲覧 借受</td> </tr> <tr> <td>資源化センター図面</td> <td>福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号</td> <td>閲覧 借受</td> </tr> <tr> <td>令和6年度 西部工場等地歴調査業務委託報告書</td> <td>福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号</td> <td>閲覧 借受</td> </tr> <tr> <td>新西部工場（仮称）管理棟改修工事（計画図面）</td> <td>福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号</td> <td>配布</td> </tr> <tr> <td>旧福寿園解体工事（参考図面）</td> <td>福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号</td> <td>配布</td> </tr> </tbody> </table>	資料名	閲覧等場所	取扱	西部工場図面	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	閲覧 借受	資源化センター図面	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	閲覧 借受	令和6年度 西部工場等地歴調査業務委託報告書	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	閲覧 借受	新西部工場（仮称）管理棟改修工事（計画図面）	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	配布	旧福寿園解体工事（参考図面）	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	配布	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資料名</th> <th>閲覧等場所</th> <th>取扱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西部工場図面</td> <td>福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号</td> <td>閲覧 借受</td> </tr> <tr> <td>資源化センター図面</td> <td>福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号</td> <td>閲覧 借受</td> </tr> <tr> <td>令和6年度 西部工場等地歴調査業務委託報告書</td> <td>福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号</td> <td>閲覧 借受</td> </tr> <tr> <td>新西部工場（仮称）管理棟改修工事（計画図面）</td> <td>福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号</td> <td>配布</td> </tr> <tr> <td>旧福寿園解体工事（参考図面）</td> <td>福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号</td> <td>配布</td> </tr> <tr> <td>旧福寿園杭位置（想定図）</td> <td>福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号</td> <td>配布 (PDF)</td> </tr> <tr> <td>西部資源化センター解体工事(補足資料)</td> <td>福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号</td> <td>配布 (PDF)</td> </tr> <tr> <td>地中埋設共同溝(CAD図)</td> <td>福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号</td> <td>配布 (CAD)</td> </tr> <tr> <td>既存建物概要書</td> <td>福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号</td> <td>配布 (PDF)</td> </tr> <tr> <td>添付資料 No.3 建築用地図 (CAD図)</td> <td>福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号</td> <td>配布 (CAD)</td> </tr> <tr> <td>令和6年度最大搬入台数日の計量データ</td> <td>福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号</td> <td>配布 (PDF)</td> </tr> <tr> <td>湧水水質データ（平成25年度）</td> <td>福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号</td> <td>配布 (PDF)</td> </tr> </tbody> </table>	資料名	閲覧等場所	取扱	西部工場図面	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	閲覧 借受	資源化センター図面	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	閲覧 借受	令和6年度 西部工場等地歴調査業務委託報告書	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	閲覧 借受	新西部工場（仮称）管理棟改修工事（計画図面）	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	配布	旧福寿園解体工事（参考図面）	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	配布	旧福寿園杭位置（想定図）	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	配布 (PDF)	西部資源化センター解体工事(補足資料)	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	配布 (PDF)	地中埋設共同溝(CAD図)	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	配布 (CAD)	既存建物概要書	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	配布 (PDF)	添付資料 No.3 建築用地図 (CAD図)	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	配布 (CAD)	令和6年度最大搬入台数日の計量データ	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	配布 (PDF)	湧水水質データ（平成25年度）	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	配布 (PDF)
資料名	閲覧等場所	取扱																																																												
西部工場図面	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	閲覧 借受																																																												
資源化センター図面	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	閲覧 借受																																																												
令和6年度 西部工場等地歴調査業務委託報告書	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	閲覧 借受																																																												
新西部工場（仮称）管理棟改修工事（計画図面）	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	配布																																																												
旧福寿園解体工事（参考図面）	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	配布																																																												
資料名	閲覧等場所	取扱																																																												
西部工場図面	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	閲覧 借受																																																												
資源化センター図面	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	閲覧 借受																																																												
令和6年度 西部工場等地歴調査業務委託報告書	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	閲覧 借受																																																												
新西部工場（仮称）管理棟改修工事（計画図面）	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	配布																																																												
旧福寿園解体工事（参考図面）	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	配布																																																												
旧福寿園杭位置（想定図）	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	配布 (PDF)																																																												
西部資源化センター解体工事(補足資料)	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	配布 (PDF)																																																												
地中埋設共同溝(CAD図)	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	配布 (CAD)																																																												
既存建物概要書	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	配布 (PDF)																																																												
添付資料 No.3 建築用地図 (CAD図)	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	配布 (CAD)																																																												
令和6年度最大搬入台数日の計量データ	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	配布 (PDF)																																																												
湧水水質データ（平成25年度）	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	配布 (PDF)																																																												

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後		
					雨水排水施設設計書	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8番1号	配布 (PDF)
					場内排水経路	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8番1号	配布 (PDF)
					特記仕様書 (CAD 図)	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8番1号	配布 (CAD)
					西部破砕選別処理施設建築工事 施工計画書 (掘削工事)	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8番1号	閲覧 借受
					西部工場単線結線図	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8番1号	配布 (PDF)
					既設ケーブル配線経路図 (参考)	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8番1号	配布 (PDF)
					西部工場西側斜面現況平面図 (CAD 図)	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8番1号	配布 (CAD)
					東側道路現況平面図 (CAD 図)	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8番1号	配布 (CAD)
					ボーリング調査結果	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8番1号	閲覧 借受
					既存門扉図面	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8番1号	配布 (PDF)
					資源化センター下部設備解体図面 (参考)	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8番1号	配布 (PDF)
					計量棟設備解体図面 (参考)	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8番1号	配布 (PDF)
					西部工場工場報 (平成4年度～平成	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目	閲覧 借受

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後										
					21年度)	8番1号									
					西部工場工場報 (平成22年度～令和5年度)	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目	配布 (PDF)								
					※配布(PDF)または配布(CAD)の資料を希望する場合は、CD又はDVDを持参すること。										
4	要求水準書	11	第2章 第1節 9 主要設備方式	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>仕様概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水処理設備</td> <td>プラント関連排水及び生活排水とも適切に処理を行い、公共下水道に放流する。敷地内の雨水は側溝を設けて<u>公共下水道</u>に放流する。</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	仕様概要	排水処理設備	プラント関連排水及び生活排水とも適切に処理を行い、公共下水道に放流する。敷地内の雨水は側溝を設けて <u>公共下水道</u> に放流する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>仕様概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水処理設備</td> <td>プラント関連排水及び生活排水とも適切に処理を行い、公共下水道に放流する。敷地内の雨水は側溝を設けて<u>既設の雨水調整池(現西部工場敷地内北側)</u>に放流する。</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	仕様概要	排水処理設備	プラント関連排水及び生活排水とも適切に処理を行い、公共下水道に放流する。敷地内の雨水は側溝を設けて <u>既設の雨水調整池(現西部工場敷地内北側)</u> に放流する。		
				設備名	仕様概要										
排水処理設備	プラント関連排水及び生活排水とも適切に処理を行い、公共下水道に放流する。敷地内の雨水は側溝を設けて <u>公共下水道</u> に放流する。														
設備名	仕様概要														
排水処理設備	プラント関連排水及び生活排水とも適切に処理を行い、公共下水道に放流する。敷地内の雨水は側溝を設けて <u>既設の雨水調整池(現西部工場敷地内北側)</u> に放流する。														
5	要求水準書	37	第2章 第6節 4 実績データ等による性能確認	<p>(1) &lt;変更なし&gt;</p> <p>(2) 実績データ等による性能確認条件 実施時期は、引渡し後2年目とし、日時は市が定める期間とする。運転条件は、3炉運転、連続7日とし、この間の運転データ集計値をもって行う。90日間連続は別途、運転計画に基づき実施する。<u>次に述べる数値</u>のうちトン当たりの数値は処理ごみ量ベースとする。また、その時のごみ質は、分散型計算機制御システム(DCS)の運転データを基本とする。本試験の実施時期、詳細な方法は、実績データ等による性能確認試験要領書により協議する。実績デー</p>	<p>(1) &lt;変更なし&gt;</p> <p>(2) 実績データ等による性能確認条件 実施時期は、引渡し後2年目とし、日時は市が定める期間とする。運転条件は、3炉運転、連続7日とし、この間の運転データ集計値をもって行う。90日間連続は別途、運転計画に基づき実施する。<u>(1)実績データ等による性能確認試験項目</u>のうちトン当たりの数値は処理ごみ量ベースとする。また、その時のごみ質は、分散型計算機制御システム(DCS)の運転データを基本とする。本試験の実施時期、詳細な方法は、実績データ等による性能確認試験要領書によ</p>										

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
				<p>タ等による性能確認試験の結果、規定するごみ質において提案した用役原単位が提案数値と大きく乖離した場合、建設事業者の負担で必要な改造、改善、調整を行い、改めて性能確認を行うものとする。</p>	<p>り協議する。実績データ等による性能確認試験の結果、規定するごみ質において提案した用役原単位が提案数値と大きく乖離した場合、建設事業者の負担で必要な改造、改善、調整を行い、改めて性能確認を行うものとする。</p>
6	要求水準書	42	第2章 第9節 1 設計業務に係る基本事項 (2)	<p>(2) 建設事業者は、本施設の設計について、管理技術者及び照査技術者を配置すること。その際、管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。<u>管理技術者は一級建築士の資格を有する者とする。</u></p>	<p>(2) 建設事業者は、本施設の設計について、管理技術者及び照査技術者を配置すること。その際、管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。</p>
7	要求水準書	104	第3章 第8節 3 主灰搬送装置 (3) 主要項目(1基につき)	<p>8) 駆動方式 <u>油圧方式</u></p>	<p>8) 駆動方式 [ _____ ]</p>
8	要求水準書	107	第3章 第8節 6 灰クレーン (4) 特記事項	<p>1)～11) &lt;変更なし&gt; <u>12) 予備バケットは、主要部位の近傍において、長期間保管できる場所を設けること。</u> <u>13) バケットは耐衝撃性、耐摩耗性、耐食性及び耐水没性を十分考慮した構造、材質にすること。</u> <u>14) 灰クレーン操作室の位置は、灰ピット全体を監視できる場所とすること。</u> <u>15) 灰クレーン操作室内には中央制御室や灰搬出車の運転手控室等の各所に連絡できる装置を設置すること。</u></p>	<p>1)～11) &lt;変更なし&gt; <u>12) バケットは耐衝撃性、耐摩耗性、耐食性及び耐水没性を十分考慮した構造、材質にすること。</u> <u>13) 灰クレーン操作室の位置は、灰ピット全体を監視できる場所とすること。</u> <u>14) 灰クレーン操作室内には中央制御室や灰搬出車の運転手控室等の各所に連絡できる装置を設置すること。</u></p>

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後								
				<p><b>16)</b> 車両への積込みは、建屋内で行うこととし、大型車両にスムーズに積込みができ容易に灰の搬出ができるようにすること。</p> <p><b>17)</b> 積込時の安全対策を十分考慮すること。</p> <p><b>18)</b> 灰搬出車両は、10t ダンプ車（天蓋付）として計画すること。</p> <p><b>19)</b> クレーンの停止位置（保管場所）に、十分な照度を確保したクレーン点検用の照明を設置すること。</p> <p><b>20)</b> 速度制御はインバータとし電力回生機能を設けること。</p> <p><b>21)</b> 自動運転中に緊急事態（火災、地震等）が発生した場合には、自動運転の停止や、バケットの着床など最適な行動を取るシステムを構築すること。</p> <p><b>22)</b> ランウェイガータ上及び灰積出場に雑用空気圧縮機配管ノズル（弁付）を配置すること。</p> <p><b>23)</b> 自動運転時に灰ホップステージへ人が侵入した場合、自動運転を停止するセンサーを取付けること。</p> <p><b>24)</b> 灰積出場付近に灰搬出車両用の待機場所や運転手控室、便所等の設備を確保すること。</p>	<p><b>15)</b> 車両への積込みは、建屋内で行うこととし、大型車両にスムーズに積込みができ容易に灰の搬出ができるようにすること。</p> <p><b>16)</b> 積込時の安全対策を十分考慮すること。</p> <p><b>17)</b> 灰搬出車両は、10t ダンプ車（天蓋付）として計画すること。</p> <p><b>18)</b> クレーンの停止位置（保管場所）に、十分な照度を確保したクレーン点検用の照明を設置すること。</p> <p><b>19)</b> 速度制御はインバータとし電力回生機能を設けること。</p> <p><b>20)</b> 自動運転中に緊急事態（火災、地震等）が発生した場合には、自動運転の停止や、バケットの着床など最適な行動を取るシステムを構築すること。</p> <p><b>21)</b> ランウェイガータ上及び灰積出場に雑用空気圧縮機配管ノズル（弁付）を配置すること。</p> <p><b>22)</b> 自動運転時に灰ホップステージへ人が侵入した場合、自動運転を停止するセンサーを取付けること。</p> <p><b>23)</b> 灰積出場付近に灰搬出車両用の待機場所や運転手控室、便所等の設備を確保すること。</p>								
9	要求水準書	113	第3章 第9節 3 ポンプ類 表 3.9.2	<table border="1" data-bbox="862 1294 1442 1394"> <thead> <tr> <th data-bbox="862 1294 1151 1342">名称</th> <th data-bbox="1151 1294 1442 1342">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="862 1342 1151 1394">消火栓ポンプ</td> <td data-bbox="1151 1342 1442 1394"><b>2基（交互運転）</b></td> </tr> </tbody> </table>	名称	数量	消火栓ポンプ	<b>2基（交互運転）</b>	<table border="1" data-bbox="1473 1294 2054 1394"> <thead> <tr> <th data-bbox="1473 1294 1762 1342">名称</th> <th data-bbox="1762 1294 2054 1342">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1473 1342 1762 1394">消火栓ポンプ</td> <td data-bbox="1762 1342 2054 1394"><b>1基（消防認定品）</b></td> </tr> </tbody> </table>	名称	数量	消火栓ポンプ	<b>1基（消防認定品）</b>
名称	数量												
消火栓ポンプ	<b>2基（交互運転）</b>												
名称	数量												
消火栓ポンプ	<b>1基（消防認定品）</b>												

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
10	要求水準書	117	第3章 第11節 3 電気方式 (3)	1)～6) <変更なし> 7) 操作回路 <u>AC 100V 級 1 φ 60Hz 及び メーカー標準電圧 DC 100V 級</u> 8) 無停電電源装置 <u>AC 100V/DC 100V</u>	1)～6) <変更なし> 7) 操作回路 <u>メーカー標準電圧</u> 8) 無停電電源装置 <u>AC/DC</u>
11	要求水準書	121	第3章 第11節 8 動力設備 (4)3)特記事項	①～④ <変更なし>	①～④ <変更なし> <u>⑤中央監視盤をオペレータコンソールに集約し、オペレータコンソールと監視盤を兼用してもよい。</u>
12	要求水準書	126	第3章 第12節 2 計装制御計画 (2)計装監視機能	1)～8) <変更なし> 9) ボイラ缶水の水質監視  ①振動値の監視 回転数制御 ②発停制御 ③交互運転 ④その他  <u>10) 給排水関係運転制御</u> ①水槽等のレベル制御 ②排水処理設備制御 ③その他  <u>11) 公害関係運転制御</u> ①排ガス処理設備制御 ②飛灰処理設備制御 ③その他  <u>12) 建築設備関係運転制御</u>	1)～8) <変更なし> 9) ボイラ缶水の水質監視  <u>10) 動力機器制御</u> ①回転数制御 ②発停制御 ③交互運転 ④その他  <u>11) 給排水関係運転制御</u> ①水槽等のレベル制御 ②排水処理設備制御 ③その他  <u>12) 公害関係運転制御</u> ①排ガス処理設備制御 ②飛灰処理設備制御 ③その他  <u>13) 建築設備関係運転制御</u>

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
				①発停制御 ②その他 <u>13)</u> その他必要なもの	①発停制御 ②その他 <u>14)</u> その他必要なもの
13	要求水準書	130	第3章 第12節 4 運転制御システム (3)3 主要項目	①～③ <変更なし> <u>④ごみクレーン制御装置</u> <u>⑤</u> その他必要な機器	①～③ <変更なし> <u>④</u> その他必要な機器  <u>(4) ごみクレーン制御装置</u> <u>①形式</u> [ ] <u>②数量</u> [ ]基 <u>③主要項目</u> [ ]
14	要求水準書	138	第4章 第1節 2 配置・動線計画 (2)	(2) 建屋の配置及び建屋内の配置については、施設の運転、保守、維持管理が容易に行えるように、日常の車両や運転作業者の動線を考慮して合理的に配置するとともに、定期補修整備などの際に必要なスペースや、機器の搬入手段にも配慮すること。本施設の設備、装置などは <u>全</u> て屋内に収納すること。	(2) 建屋の配置及び建屋内の配置については、施設の運転、保守、維持管理が容易に行えるように、日常の車両や運転作業者の動線を考慮して合理的に配置するとともに、定期補修整備などの際に必要なスペースや、機器の搬入手段にも配慮すること。本施設の設備、装置などは <u>原則</u> として屋内に収納すること。
15	要求水準書	142	第4章 第2節 4 構造計画 (4) 躯体構造	1)～2) <変更なし> 3) <u>集じん器など重量の大きな機器やクレーンの支持架構は、十分な強度及び剛性を有し、地震時にも十分安全な構造とし、架構材料は、鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリ</u>	1)～2) <変更なし> 3) <u>集じん器など重量の大きな機器の支持架構は、十分な強度及び剛性を有し、地震時にも十分安全な構造とする。</u>

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後																		
				<p><u>ト造とする</u></p> <p>4) クレーン支持架構については、クレーン急制動時の短期的荷重についても検討すること。</p> <p>5)～6) &lt;変更なし&gt;</p>	<p>4) <u>クレーンの支持架構は、鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造とし、クレーン急制動時の短期的荷重についても検討すること。</u></p> <p>5)～6) &lt;変更なし&gt;</p>																		
16	要求水準書	148	第4章 第2節 4 構造計画 (6)仕上げ計画	<table border="1" data-bbox="862 523 1442 914"> <thead> <tr> <th data-bbox="862 523 981 571">室名</th> <th data-bbox="981 523 1227 571">床</th> <th data-bbox="1227 523 1442 571">その他の項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="862 571 981 770">プラットホーム監視室</td> <td data-bbox="981 571 1227 770"><u>ビニールタイル</u></td> <td data-bbox="1227 571 1442 770"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="862 770 981 914">電気室</td> <td data-bbox="981 770 1227 914"><u>コンクリート金ゴテ押え 合成樹脂塗装</u></td> <td data-bbox="1227 770 1442 914"><u>ケーブルピット</u></td> </tr> </tbody> </table>	室名	床	その他の項目	プラットホーム監視室	<u>ビニールタイル</u>		電気室	<u>コンクリート金ゴテ押え 合成樹脂塗装</u>	<u>ケーブルピット</u>	<table border="1" data-bbox="1473 523 2054 914"> <thead> <tr> <th data-bbox="1473 523 1592 571">室名</th> <th data-bbox="1592 523 1839 571">床</th> <th data-bbox="1839 523 2054 571">その他の項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1473 571 1592 818">プラットホーム監視室</td> <td data-bbox="1592 571 1839 818"><u>ビニールタイル</u> <u>または</u> <u>帯電防止タイル</u> <u>フリーアクセス</u> <u>フロア</u></td> <td data-bbox="1839 571 2054 818"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1473 818 1592 914">電気室</td> <td data-bbox="1592 818 1839 914"><u>フリーアクセス</u> <u>フロア</u></td> <td data-bbox="1839 818 2054 914"></td> </tr> </tbody> </table>	室名	床	その他の項目	プラットホーム監視室	<u>ビニールタイル</u> <u>または</u> <u>帯電防止タイル</u> <u>フリーアクセス</u> <u>フロア</u>		電気室	<u>フリーアクセス</u> <u>フロア</u>	
室名	床	その他の項目																					
プラットホーム監視室	<u>ビニールタイル</u>																						
電気室	<u>コンクリート金ゴテ押え 合成樹脂塗装</u>	<u>ケーブルピット</u>																					
室名	床	その他の項目																					
プラットホーム監視室	<u>ビニールタイル</u> <u>または</u> <u>帯電防止タイル</u> <u>フリーアクセス</u> <u>フロア</u>																						
電気室	<u>フリーアクセス</u> <u>フロア</u>																						
17	要求水準書	167	第4章 第6節 1 見学者ルート (1)	(1) 見学対象は、提案によるものとするが次の設備は対象とすること。中央制御室、プラットホーム、ごみピット、炉室、クレーン操作室、蒸気タービン発電機室。	(1) 見学対象は、提案によるものとするが次の設備は対象とすること。中央制御室、プラットホーム、ごみピット、炉室、 <u>ごみ</u> クレーン操作室、蒸気タービン発電機室。																		
18	要求水準書	170	第5章 第2節 一般事項	1～4 <変更なし>	1～4 <変更なし> <u>5 市は、FL 上部解体完了後、資源化センターピット周りに成形鋼板仮囲いを設置した状態で建設事業者</u> に引き渡す。 <u>成形鋼板仮囲いの処分は建設事業者にて行う。</u>																		

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
				<p><b>5</b> 解体方法及び使用重機は、騒音防止法、振動防止法に規定されている特定建設作業における各基準を遵守することができるものとする。</p> <p><b>6</b> 使用する機械類は、原則「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日建設省告示第1536号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付国土交通省告示第348号）、第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付国土交通省大臣官房技術審議官通達）の基準を満足するものを使用するものとする。</p> <p><b>7</b> 建設事業者は、解体撤去工事による粉じんを極力抑え、周囲に飛散しない計画及び措置を行うものとする。</p> <p><b>8</b> 建設事業者は、十分な濁水対策を行い、排水の水質管理を行うこと。</p> <p><b>9</b> 建設事業者は、騒音・振動及び粉じんのモニタリングを行うこと。</p> <p><b>10</b> 建設事業者は、労働安全衛生法第88条及び労働安全衛生規則第90条第5号の3に定めるところにより、要綱に示される解体工事の計画書を労働基準監督署に届出すること。</p> <p><b>11</b> 「アスベスト（石綿）除去改修工事仕様書」（福岡市財政局）、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹</p>	<p><b>6</b> 解体方法及び使用重機は、騒音防止法、振動防止法に規定されている特定建設作業における各基準を遵守することができるものとする。</p> <p><b>7</b> 使用する機械類は、原則「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日建設省告示第1536号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付国土交通省告示第348号）、第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付国土交通省大臣官房技術審議官通達）の基準を満足するものを使用するものとする。</p> <p><b>8</b> 建設事業者は、解体撤去工事による粉じんを極力抑え、周囲に飛散しない計画及び措置を行うものとする。</p> <p><b>9</b> 建設事業者は、十分な濁水対策を行い、排水の水質管理を行うこと。</p> <p><b>10</b> 建設事業者は、騒音・振動及び粉じんのモニタリングを行うこと。</p> <p><b>11</b> 建設事業者は、労働安全衛生法第88条及び労働安全衛生規則第90条第5号の3に定めるところにより、要綱に示される解体工事の計画書を労働基準監督署に届出すること。</p> <p><b>12</b> 「アスベスト（石綿）除去改修工事仕様書」（福岡市財政局）、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹</p>

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
				<p>底マニュアル」(環境省・厚労省)等に基づき設計、施工すること。</p> <p><b>12</b> 建設事業者は、解体工事に際し、再資源化に努めるとともに、工事着手前に建設廃棄物の種類・発生量と分別、保管、運搬、処理・処分等の方法、処理業者等への委託内容について、「廃棄物処理計画」を作成するとともに、「再生資源利用促進計画書」、「再生資源利用計画書」により搬出先及び搬出量、供給元、利用量等について、市に確認を得ること。なお、市の確認後において、内容に変更がある場合は、再度、市の確認を得るものとし、作成した再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書については、工事完成後1年間保存すること。</p> <p><b>13</b> 建設事業者は、廃棄物の処理を委託する場合には、運搬と処分についてそれぞれの許可業者と「建設廃棄物処理委託契約書」により書面で委託契約を締結すること。また、契約締結後は、速やかに建設廃棄物処理委託契約書の写しを市に提出すること。</p> <p><b>14</b> 建設事業者は、産業廃棄物の処理委託の流れを確認するものとして、「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」を使用すること。また、運搬車両ごとに処分が済み次第、速やかに返送されたA票、B2票、D票、E票の写しを市に提出し、最終処分等については、確認出来次第、速</p>	<p>底マニュアル」(環境省・厚労省)等に基づき設計、施工すること。</p> <p><b>13</b> 建設事業者は、解体工事に際し、再資源化に努めるとともに、工事着手前に建設廃棄物の種類・発生量と分別、保管、運搬、処理・処分等の方法、処理業者等への委託内容について、「廃棄物処理計画」を作成するとともに、「再生資源利用促進計画書」、「再生資源利用計画書」により搬出先及び搬出量、供給元、利用量等について、市に確認を得ること。なお、市の確認後において、内容に変更がある場合は、再度、市の確認を得るものとし、作成した再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書については、工事完成後1年間保存すること。</p> <p><b>14</b> 建設事業者は、廃棄物の処理を委託する場合には、運搬と処分についてそれぞれの許可業者と「建設廃棄物処理委託契約書」により書面で委託契約を締結すること。また、契約締結後は、速やかに建設廃棄物処理委託契約書の写しを市に提出すること。</p> <p><b>15</b> 建設事業者は、産業廃棄物の処理委託の流れを確認するものとして、「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」を使用すること。また、運搬車両ごとに処分が済み次第、速やかに返送されたA票、B2票、D票、E票の写しを市に提出し、最終処分等については、確認出来次第、速</p>

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
				<p>やかに確認資料（E 票等）の写しを工事の完了に関係なく、市に提出すること。</p> <p><b>15</b> 建設事業者は、ダンプトラック等の過積載防止について、施工に伴う土砂・工事用資材等（以下「土砂等」という。）を運搬するダンプトラック等の使用に当たっては、交通事故及び交通災害の防止に努めるとともに、次の事項を遵守すること。</p> <p>(1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。</p> <p>(2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。</p> <p>(3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようすること。</p> <p>(4) 取引関係にあるダンプトラック事業者が過積載を行っている又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。</p> <p>※不表示車とは、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 131 号）」第 4 条における表示義務違反車とする。</p> <p>(5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようすること。</p>	<p>やかに確認資料（E 票等）の写しを工事の完了に関係なく、市に提出すること。</p> <p><b>16</b> 建設事業者は、ダンプトラック等の過積載防止について、施工に伴う土砂・工事用資材等（以下「土砂等」という。）を運搬するダンプトラック等の使用に当たっては、交通事故及び交通災害の防止に努めるとともに、次の事項を遵守すること。</p> <p>(1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。</p> <p>(2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。</p> <p>(3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようすること。</p> <p>(4) 取引関係にあるダンプトラック事業者が過積載を行っている又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。</p> <p>※不表示車とは、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 131 号）」第 4 条における表示義務違反車とする。</p> <p>(5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようすること。</p>

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
				<p>(6) 土砂等の運搬に当たり、ダンプトラック等を使用するときは、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に照らして、同法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進するなど、過積載の防止及び交通安全の確保に努めなくてはならない。</p> <p>(7) 以上のことにつき、元請建設業者は、下請建設業者を十分指導すること。</p> <p><b>16</b> 建設事業者は、仮設材、重機、建設副産物、産業廃棄物等の運搬に際して、第三者の安全を確保するために、敷地内出入口に交通誘導員を配置すること。</p> <p><b>17</b> 建設事業者は、解体撤去工事において発生した有価物（鋼材、雑金物等）は、その種別、数量等を整理し、工事内で精算すること。</p> <p><b>18</b> 地下工作物の存置を検討する場合は、「第 12 回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（令和 3 年 7 月 2 日開催）を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について（通知）」の「第 3 地下工作物の取り扱いについて」を踏まえること。</p>	<p>(6) 土砂等の運搬に当たり、ダンプトラック等を使用するときは、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に照らして、同法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進するなど、過積載の防止及び交通安全の確保に努めなくてはならない。</p> <p>(7) 以上のことにつき、元請建設業者は、下請建設業者を十分指導すること。</p> <p><b>17</b> 建設事業者は、仮設材、重機、建設副産物、産業廃棄物等の運搬に際して、第三者の安全を確保するために、敷地内出入口に交通誘導員を配置すること。</p> <p><b>18</b> 建設事業者は、解体撤去工事において発生した有価物（鋼材、雑金物等）は、その種別、数量等を整理し、工事内で精算すること。</p> <p><b>19</b> 地下工作物の存置を検討する場合は、「第 12 回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（令和 3 年 7 月 2 日開催）を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について（通知）」の「第 3 地下工作物の取り扱いについて」を踏まえること。</p>
19	要求水準書		添付資料 No 3 建設用地図	/	<b>防護柵設置範囲を追記</b>

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
20	要求水準書		添付資料 No.5 電気事業者と建設事業者の施工区分	/	<u>電気事業者の施工範囲を追記</u>
21	要求水準書		添付資料 No.8 西部資源化センター地下部解体工事図面(参考)	/	<u>アスファルト防水の範囲を提示</u>
22	様式集(Word 編)	1	第 1 入札説明書等に関する質問及び意見等に関する書類の作成要領	様式 1-1 から様式 1-5 <変更なし>	様式 1-1 から様式 1-5 <変更なし> <u>様式 1-6 敷地内撮影許可申込及び誓約書</u>
23	様式集(Word 編)		様式 1-6 敷地内撮影許可申込及び誓約書		<u>新規追加</u>
24	様式集(Word 編)	6	第 4 2 提出方法 (1) 入札に関する提出書類(様式 4)	様式 4-1-1 から様式 4-3 を封入し、提出すること。封筒の表書には、「新西部工場(仮称)整備事業入札に関する提出書類」と明記し、あわせて市より通知された登録番号を記載すること。なお、封筒の大きさは任意とし、封筒への押印は不要とする。	様式 4-1-1 から様式 4-3 <u>及びコンソーシアム協定書又は整備事業協同企業体協定書の写し</u> を封入し、提出すること。封筒の表書には、「新西部工場(仮称)整備事業入札に関する提出書類」と明記し、あわせて市より通知された登録番号を記載すること。なお、封筒の大きさは任意とし、封筒への押印は不要とする。
25	様式集(Word 編)		様式 5-1 設計基本数値計算書等 1 物質収支等	提出書類 3 用役収支(電気、水、燃料、薬品(排ガス処理、ボイラ水処理、排水処理等))	提出書類 3 用役収支(水、燃料、薬品(排ガス処理、ボイラ水処理、排水処理等))

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
26	様式集(Word 編)		様式 6-13 水素利用【3.留意事項】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A4 1 枚とする。</li> <li>・ 水素混焼率は、「Excel 様式集 (別紙)」に示す運転計画に基づき算出した年間の水素使用量、都市ガス使用量から算定すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A4 1 枚とする。</li> <li>・ 水素混焼率は、<u>熱量ベースとし</u>、「Excel 様式集 (別紙)」に示す運転計画に基づき算出した年間の水素使用量、都市ガス使用量から算定すること。</li> </ul>
27	様式集(Excel 編)		様式 5-3 要求水準書に対する設計仕様書		<u>要求水準書の変更に伴う修正</u>